

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月24日

大阪府後期高齢者医療広域連合
監査委員 吉川 慎一郎
監査委員 桂 聖

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

1 監査の対象

- (1) 監査の対象 給付課
- (2) 監査の対象期間 令和2年3月1日から令和2年9月30日まで
- (3) 監査の実施期間 令和2年11月26日から令和3年3月24日まで

2 監査の方法

- (1) 監査は、監査基準に基づき、予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理を対象に、以下の点を重点項目として行った。
 - ・返納金及び加算金に係る調定及び収入事務の状況
- (2) 監査に当たっては、財務会計に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、定期監査に行政監査の視点を加味して、事務の執行が、法令等の定めるところに従って、適正に行われているかを観点として実施した。
- (3) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、実施した。
- (4) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施した。

3 監査の結果

監査基準に基づき実施した結果、予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理及び事務の執行について、適正に行われていることを認めた。